

# 教育委員会定例会事項書

令和6年10月4日(金)  
9:30～ 教育委員室

## 1 開会宣言

議事録署名者            安   田   委   員

## 2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

## 3 報 告 題

報告      1      三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について

報告      2      訴訟事件の判決について

報告      3      私債権の放棄について

## 4 閉 会 宣 言



## 前回定例会の審議結果

### 1 日時

令和6年9月19日(木)

開会 9時30分

閉会 9時54分

### 2 場所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、栗須委員、富樫委員、安田委員

議事録署名者 大森委員

### 4 採択議案の件名

該当なし

### 5 請願陳情の付議の結果

該当なし

### 6 諸般の報告

報告1 令和6年度全国高等学校総合体育大会等の結果について

報告2 令和6年度三重県中学校総合体育大会の結果について

報告3 令和6年度東海中学校総合体育大会の結果について

報告4 令和6年度全国中学校体育大会の結果について

報告5 指定管理者が行う公の施設の管理状況について

### 7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし



報告1

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について、別紙のとおり報告する。

令和6年10月4日提出

三重県教育委員会事務局  
生徒指導課長



(別紙)

## 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について

三重県では、いじめの防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組について情報交換等を行うため、三重県いじめ問題対策連絡協議会を条例により設置しています。

三重県いじめ問題対策連絡協議会の次期委員の任命を別紙名簿のとおり行います。

- 1 根拠法令  
いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項  
三重県いじめ問題対策連絡協議会条例  
（平成26年3月27日 三重県条例第6号）
- 2 委員数 15人以内（三重県いじめ問題対策連絡協議会条例 第3条）
- 3 任期 1年（三重県いじめ問題対策連絡協議会条例 第4条第2項）
- 4 設置日 平成26年7月1日

(委員名簿)

# 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員

任期:令和6年10月1日~令和7年9月30日

	団体名等	委員名	所属・役職等	新規
有識者	学識経験者	わたなべ けんじ 渡邊 賢二	皇學館大学教授	
	三重弁護士会	いとう まさあき 伊藤 正朗	南新町法律事務所 弁護士	
	三重県公認心理師会・ 三重県臨床心理士会	まつもと たくま 松本 拓磨	三重県総合教育センター 臨床心理相談専門員	新
学校	三重県 小中学校長会	かた おか ゆみ 片岡 弓	津市立 櫛形小学校	
	三重県 小中学校長会	おぎ き みつる 尾崎 充	松阪市立 西中学校長	
	三重県立 学校長会	よろい ひろし 萬井 洋	県立久居農林 高等学校長	
	三重県 私学協会	おかじま よしのぶ 岡島 義信	青山高等学校長	
教育委員会	三重県 市町教育長会	たにくち しゅういち 谷口 修一	伊賀市教育委員会 教育長	
	三重県 市町教育長会	ふくおか よしひさ 福岡 佳久	大台町教育委員会 教育長	
児相	児童相談所	やまぞえ きんや 山添 欽也	中勢児童相談所長	
法務局	津地方法務局	はまもと ひろのぶ 濱本 浩暢	津地方法務局 人権擁護課長	
警察	三重県警察	こうじき あきよし 柑子木 亮吉	県警察本部 生活安全部少年課長	
県	三重県 子ども・福祉部	にしぎき すいせん 西崎 水泉	三重県 子ども・福祉部次長	
	教育委員会事務局	そうだ きよひろ 早田 清宏	県教育委員会事務局 学校教育担当次長	

(参考)

**いじめ防止対策推進法(一部抜粋)(平成25年9月28日施行)**

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

**三重県いじめ問題対策連絡協議会条例(一部抜粋)(平成26年3月27日施行)**

(組織)

第三条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の職員並びにいじめの防止等に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。